

令和4年4月 1日

都道府県少林寺拳法連盟
理事長・事務局長 各位
少林寺拳法指導者 各位

一般財団法人 少林寺拳法連盟
会 長 川 島 一 浩

第16回全国中学生少林寺拳法大会 都道府県選考会・予選会への
出場申込時の資格（武階）に関する特別措置について
【 重 要 】

謹 啓

早春の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より中学生拳士に対するご指導にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各都道府県におかれましては、8月12日～13日に開催予定の第16回全国中学生少林寺拳法大会の都道府県選考会・予選会（以下、選考会）開催に向けて準備を進めておられることと存じます。

全国中学生大会への出場に際しては、出場選手が都道府県における選考会後に昇級・昇格をしたとしても、選考会への出場申込を行った時点の資格のまま本大会への申し込みを行い、且つ出場することを原則（大会規則 第11条（1））としています。

しかしながら、都道府県によっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、昇級・昇格考試の計画が中止や変更されるなど、拳士の昇級・昇格が滞っている現状があります。

つきましては、そのような状況に配慮し、第16回大会の都道府県選考会への出場申込時の資格（武階）について、下記の通り特別措置を講じます。

謹 白

記

1 特別措置

- (1) 4月～6月に実施される都道府県での選考会出場申込の際に、本大会申込締切日である6月17日（金）までに昇級・昇格が見込まれる場合は、その取得見込の資格で選考会への出場申込及び出場を認める。
- (2) 選考会においては、取得見込の資格で認められる技で構成された演武を行うことを認める。

2 注意事項

- (1) 各支部においては、6月17日（金）までの期間に、取得見込であった資格の昇級・昇格考試を必ず実施し、登録を完了すること。
- (2) 取得見込の資格に6月17日（金）の時点で達していない場合は、本大会への出場を認めない。
ただし、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大等により、6月17日（金）までに計画していた昇級・昇格考試が実施できず、取得見込の資格に到達することが困難となった場合には、都道府県代表者より大会事務局へ速やかに報告する。

- (3) 取得見込で選考会に出場申込する場合は、資格が取得見込であることを所属長より選考会運営責任者（都道府県代表者等）へ連絡し、大会運営に混乱が生じないように配慮する。
- (4) 選考会運営責任者は、審判会議等で武階が取得見込であることを審判員に周知し、演武採点で混乱が生じないように努める。
- (5) 現資格と取得見込の資格で帯の色が異なる場合には、現資格に応じた帯で選考会に出場する。
- (6) 「全国中学生大会規則 第 11 条」の「使用技の許容範囲」については、取得見込の資格にもこのまま適用する。

【参考】

「第 11 条 演武の構成及び武階と使用できる技

（中略）ただし、次のとおり使用技に許容範囲を設ける。

- ① 演武者が「見習・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。
- ② 演武者が「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。」

3 本件に関する問い合わせ先

一般財団法人 少林寺拳法連盟 振興普及部 全国中学生大会事務局
〒764-8511 香川県仲多度郡多度津町本通 3-1-59
TEL：0877-33-2020
E-mail：shinko-fukyu@shorinjikempo.or.jp

以上